

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第22号）新旧対照表 第43条関係

改正後					改正前							
○鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例					○鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例							
昭和59年10月1日					昭和59年10月1日							
鳥取市条例第22号					鳥取市条例第22号							
第1条～第17条まで（略）					第1条～第17条まで（略）							
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）							
1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金					1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金							
(1) 専用利用					(1) 専用利用							
		時間		午前9時～午後5時	午後5時～午後10時			時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時		
区分						区分						
体育館	競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円	体育館	競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円	
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円				小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円	
			障害者等	無料	無料				障害者等	無料	無料	
	ミーティングルーム	全面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	ミーティングルーム	全面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	ミーティングルーム	全面
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円			小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円		
			障害者等	無料	無料			障害者等	無料	無料		
			障害者等	無料	無料			障害者等	無料	無料		
		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時			時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時			
区分						区分						
体育館	競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円	体育館	競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円	
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円				小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円	
			障害者等	無料	無料				障害者等	無料	無料	
	ミーティングルーム	全面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	ミーティングルーム	全面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	ミーティングルーム	全面
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円			小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円		
			障害者等	無料	無料			障害者等	無料	無料		
			障害者等	無料	無料			障害者等	無料	無料		

武道館	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

武道館	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用（略）

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金（略）

別表第2（第7条関係）

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金

区分			時間	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			1時間につき200円	1時間につき400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額

- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用（略）

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金（略）

別表第2（第7条関係）

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金

区分			時間	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			1時間につき200円	1時間につき400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額

の9割の額とする。

3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。

4 ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。

5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。

2 鳥取市佐治町B&G海洋センタープール・鳥取市気高町B&G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール利用料金(略)

の9割の額とする。

3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。

4 ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。

5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。

2 鳥取市佐治町B&G海洋センタープール・鳥取市気高町B&G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール利用料金(略)